

高知県商工団体連合会 NO.1066(55-11)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ <http://kosyoren.jp>

このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

4年ぶり多ノ郷 盆踊り大会に参加

8月19日(土)に第52回多ノ郷盆踊り大会が須崎市西崎児童公園(マックス須崎店向かい)で行われ、須崎民商も参加しました。このお祭りへの出店は恒例参加行事ですが、コロナで3回中止となつたため、4年ぶりの開催でした。



出店はいつもの金魚すくいとヨーヨー釣りを構えました。どちらも大盛況で行列が途絶えず、お祭りの活気を感しました。当日の参加者は1000人を超えていたそうです。



お手伝いしてくれた皆さん
ありがとうございました。
(8/28須崎民商日より)

納税者権利憲章は世界の常識(最低水準)

税研集会(7/23)での記念講演

「納税者の権利憲章と税務援助をめぐる世界の動向」

講師：立命館大学・望月爾(ちか)教授

◆まとめ(「おわりに」より)

本日の講演では、各国の納税者権利憲章の紹介を中心に、納税者権利保護をめぐる世界の動向について整理した。それらをふまえ、最後に納税者権利保護についてわが国の課題についてふれて、まとめとしたい。

国際的には、税務行政は権力的な作用から納税者の自発的協力に基づく「お客様」としての納税者に対するサービスの提供とされている。そのような観点からみると、日本の税務行政はいまだに権力関係において、国民納税者に納税の義務を一方的に課すという立場を堅持しており、国際的な潮流に大きく遅れをとっているといえる。

また、納税者権利憲章や納税者権利章典の導入は、国際的な「ミニマム・スタンダード」となっており、各国は納税者の権利保護を前提に、納税者へのサービスの質向上に積極的に取り組んでいる。また、そうした取り組みはEUやOECDにおける税務行政の国際化・標準化の動きに連動して加速している。

納税者の権利の内容も、税務調査における①事前に調査・面談の進め方や調査における納税者の権利の説明を受ける権利、

②税理士や弁護士等の代理人の選任権や立会権、③税務調査や面談を記録する権利、④税務当局への録音請求権及び録音記録の複製交付請求権、⑤調査結果の協議を行う権利、⑥調査結果に基づく和解とその内容の文書化や写しを請求する権利、⑦反面調査における納税者本人への告知や差止め権の付与、⑧再調査の制限などに加え、徴収手続における財産の差押え等に対する聴聞権の付与や司法審査、徴収の猶予や免除・分割の納付のための和解など、税務のデジタル化に対応したデータ保護やプライバシー権の保障などに広がっている。さらに、このような納税者の権利を担保するための納税者権利擁護官やオンブズ・パーソン制度の導入が進んでいる。

日本においても、まずは国際的な「ミニマム・スタンダード」である納税者権利憲章の制定・導入を行うことが急務であり、それにあわせて各個別税法や国税通則法、国税徴収法などの関連の法制において納税者の権利保護を明記したうえで、税務調査や徴収手続、データ保護やプライバシー権など具体的な権利保護の規定を整備する改正を行わなければならない。加えて、税務行政を「お客様」である納税者へのサービスとして位置づけるための国税組織の再編や組織風土や文化などの意識改革のための取組を進める必要があるといえよう。

◆講師・望月爾教授◆ 所属学会

日本租税理論学会(事務局長)、日本税法学会、租税法学会、租税訴訟学会、日本財政法学会

2023年 第68回

in山口

日本母親大会

いのち 生命を生みだす母親は 生命を育て 生命を守ることをのぞみます

**参加者(3名)
募集中!**

**11月
25日(土)
26日(日)**

開催地:山口市

※参加費、旅費・交通費は婦人部が負担します。

※参加日程は左記参照下さい

参加日程

Aコース (2泊3日、貸し切りバス)

25日(土)6:00高知城ホール発 26日(日)大会終了後、午後:秋吉台観光、萩のホテル泊 27日(月)萩観光、18:40高知城ホール着

Bコース (1泊2日、貸し切りバス)

25日(土)6:00高知城ホール発 26日(日)大会終了後、20:00高知城ホール着